

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和7年5月1日

県内中小企業の副業・兼業人材活用を促進！ ～プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、初めて副業・兼業人材を 活用される中小企業等は補助金を御活用いただけます～

埼玉県では、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、民間人材紹介事業者と連携して、県内中小企業等のプロフェッショナル人材の活用を支援しています。

このたび、中小企業等がプロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、初めて副業・兼業人材^{*}を活用する場合に、人材紹介手数料等の一部を補助する「埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金」を創設しました。副業・兼業人材の活用について、是非埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点に御相談ください。

※副業・兼業人材：専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、業務委託契約等に基づいて職務や期間を限定して業務に従事する人材。

1 補助金について

(1) 補助対象者

プロフェッショナル人材戦略拠点に相談の上、拠点に登録された民間職業紹介事業者を通して、初めて副業・兼業人材を活用する中小企業等で、以下に該当する者。

- ①具体的な事業計画に基づき、副業・兼業人材を活用すること。
- ②契約日が令和7年4月1日から令和8年1月31日までであること。
- ③契約期間が5カ月以内であること。
- ④紹介人材が受け入れ企業の役員の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤人材紹介手数料の支払いが令和8年3月10日までに完了すること。
- ⑥委託業務が完了し、精算の上、令和8年3月10日までに副業・兼業人材への報酬の支払が完了すること。

(2) 補助対象経費

- ①登録民間事業者に支払う人材紹介手数料

②副業・兼業人材に支払う報酬

(3) 補助率

補助対象経費の10分の8

(4) 補助限度額

50万円

2 申請手続について

プロフェッショナル人材戦略拠点に相談の上、令和7年5月1日（木曜日）から令和8年2月2日（月曜日）までの間に電子申請・届出サービスにより埼玉県へお申し込みください。

詳細は県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html

3 相談・問合せ先

(1) 申請相談・申請書等の作成について

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（埼玉県産業振興公社内）

電話：048-647-4075

メール：projinzai@saitama-j.or.jp

(2) 補助制度について

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 企画・労働団体担当

電話：048-830-4516

メール：a3960-22@pref.saitama.lg.jp